

知事意見への反映状況

知事意見		審議会	南部町
【全般的事項】	<p>1-1. 理解しやすい評価結果の記載と周辺住民への丁寧な対応 静穏な場所において重機やヘリコプター等の稼働を予定しており、事業実施区域内や区域近くには住宅等が存在する。 このため、騒音や振動等の周辺住民への直接影響が想定される項目については、理解しやすい評価結果の表現に努めること。 また、周辺住民に対し、工事によって大きな音や振動の発生する期間や時間帯を事前に周知するとともに、苦情・相談窓口を設置するなど、丁寧な対応を行うこと。</p>	○	○
	<p>1-2. 科学的な環境影響評価の実施 次の項目について、十分な根拠を示さないまま工事の影響は少ないなどとして環境影響評価を実施していないため、理論に基づく計算、事例の引用等定量的に把握する手法を用いて影響を予測し、環境保全措置を検討すること。 ①河川への土砂流出 ②消失する植生 ③既設鉄塔の建替・撤去（景観への影響を含む） ④地形の変化</p>	○	
【個別事項】 (水質汚濁・水象)	<p>2-1. 水質汚濁・水象 (1) 河川の濁りに対する環境影響評価実施の再検討 方法書に対する知事意見において、河川の濁りに係る環境影響評価の実施を求めたところ、土砂流出が懸念される索道線下や急斜面での工事について、具体的な根拠を示さないまま環境影響評価を行わないこととしている。 工事による濁りへの影響の程度、及び環境保全対策の効果について、根拠を示して説明し、必要により追加の環境保全措置を検討すること。</p>	○	○
(植物)	<p>2-2. 植物 (1) 希少種に係る詳細な移植方法の検討 土地改変箇所には、移植の成功率の低い種が存在するので、その移植にあたっては、移植個体毎に現状の生育環境調査をした上で、移植先を選定するとともに、移植後の管理方法や生育確認方法を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。</p>	○	
(動物)	<p>2-3. 動物 (1) クマタカの個体識別を踏まえた環境影響評価の実施 クマタカの調査で個体識別を行っていないため、事業による影響を把握できていない個体があることから、個体識別を行った上で影響の程度を把握し、その評価結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討すること。</p>	○	
	<p>(2) クマタカに係る環境保全措置の再検討 次の点に留意して環境保全措置を見直し、評価書に記載すること。 ①コンディショニング（工事への馴化）の具体的な計画を示すこと。 ②工事中の大きな音等が生じた場合に、クマタカの様子を逐次確認し、その状況を工事に反映できる体制を整えること。 ③クマタカの行き来への影響に配慮し、鉄塔の工事を一斉に行わないようにすること。</p>	○	
	<p>(3) 希少両生類に係る環境保全措置の再検討 希少両生類が生息している可能性があるため、工事による改変面積の最小化に努めるとともに、林内等の改変場所については、工事前に生息有無の調査及び生息環境の調査を実施すること。 また、希少両生類が発見された場合は、専門家の意見を聞きながら移動先を選定し、移動後の生息状況の事後調査を実施すること。併せて、工事においては、産卵時期である春及び産卵場所と推定される湧水や伏流水を避けること。</p>	○	
(生態系)	<p>2-4. 生態系 (1) 消失する植生に係る具体的な環境影響評価の実施 植生の消失により影響をうける動物がいるが、その生態系に及ぼす影響が評価されておらず、保全措置も記載されていないため、環境影響評価を実施し、評価書に記載すること。</p>	○	
	<p>(2) 環境影響評価の検討方法 生態系の環境影響評価について、注目種に対する影響評価と環境保全措置の検討がなされているが、それに加えて、注目種を支えている生態系全体についても、影響評価と環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。</p>	○	
	<p>(3) 既設鉄塔建替の環境影響評価の実施 方法書に対する知事意見において、既設鉄塔の撤去工事に伴う環境影響評価の実施を求めたが、実施されていない。 撤去、建替であっても、既に当該地に形成されている生態系に影響を及ぼすものであるから、環境影響評価を実施すること。なお、その際、形成されている生態系が異なる鉄塔の新設とは別に実施すること。</p>	○	

※県民等からの意見はなし